# 大阪市地域防災 アクションプラン Ver. 2. 2

令和7年10月 大阪市

## 表紙裏面余白

#### 1. 基本方針

#### (1) はじめに

- ・大阪市では、平成20年3月の「大阪市地域防災計画」の修正を踏まえ、平成21年9月に「大阪市地震防災アクションプラン」を策定し、上町断層帯地震や東南海・南海地震の被害想定を対象とした防災・減災対策に取り組んできました。
- ・大阪府地域防災計画の修正、平成30年6月の大阪府北部地震や平成30年9月の台 風21号の教訓、水防法等の各種法改正等を踏まえ、令和2年4月に「大阪市地域防 災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示しました。
- ・新たな「大阪市地域防災計画」に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模地震や津波、風水害(豪雨による河川氾濫・内水氾濫、台風、高潮)など、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「大阪市地震防災アクションプラン」を一新して、取り組むべき施策や目標等を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を令和2年6月に策定し、取組期間を令和2~6年度として、様々な防災・減災対策を推進してきました。
- ・一方、府において地震等の被害想定見直しの検討が進められており、この結果を 踏まえて次期アクションプランを策定することとしていましたが、令和6年1月に 発生した能登半島地震の影響等により、府の被害想定見直しが令和8年度まで遅れ る見込みとなりました。
- ・また、能登半島地震の振り返り等を踏まえ、本市の防災・減災対策の一層の強化、 推進を図るため、「大阪市地域防災計画」の修正を令和7年3月に行いました。
- ・こうした状況から、現行のアクションプランについて、地域防災計画の修正を踏ま えた新たなアクションの追加や既存アクションの修正等を行うとともに、取組期間 を令和8年度まで延長しました。

#### ▶ 取組目標

各種災害に対し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、大阪府の被害軽減 目標に留意し、被害を最小化することを取組目標とする。

- ○人的被害(死者数)を限りなくゼロに近づける
- ○経済被害(被害額)を最小限に抑える
- ・策定にあたっては、各種災害リスクへの対応について、あらゆる側面から検討するとともに、能 登半島地震や大阪府北部地震や平成30年台風21号等、過去の災害から得られた経験の活用、国 の国土強靱化基本計画に示された方針等を踏まえます。
- ・本アクションプランの策定・推進については、全庁横断的な検討体制である「大阪市地域防災ア クションプラン策定チーム(リーダー:副市長、サブリーダー:危機管理監)」において行います。

#### (2) 取組期間

#### ▶ 取組期間

▶ 令和2年度から令和8年度までの7年間とし、「新・大阪府地震防災アクションプラン」(R7.3 一部修正)の取組期間(平成27~令和8年度)との整合を図ります。

#### (3) アクション

#### ▶ アクション項目・内容の設定

- ・アクション項目は、「新・大阪府地震防災アクションプラン」との整合を図り、大阪市地域防災 計画に該当する分野・アクション名として整理し設定します。
- ・アクション内容は、大阪市地域防災計画に記載している内容から、アクションプランとして各個に進捗管理を行うべきものを抽出・整理し設定します。
- ・全市的に取り組む事項、一部の所属が取り組む専門的な事項を必須アクション、所属が個別に 取り組む事項を任意アクションとして取り扱います。

#### ▶ アクションごとの目標設定

・防災・減災対策の着実な推進に向けて、それぞれのアクションにおいて取組み期間を「短期取組 (R2 年度)」・「中間取組 (R3~R4 年度)」・「最終取組 (R5~R8 年度)」に区分し、各期間中に目指すべき目標を設定します。

#### 【アクションの立案及び推進にあたっての留意点】

- ✓ 第一:人命保護、第二:しなやかさ(しなやかな機能回復等)の優先順位で、ハード対策と ソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な対策を検討する。
- ✓ 「大阪市地域防災計画」や「大阪市防災・減災条例」に基づき、市民、事業者等と「自助」 「共助」「公助」の考え方を共有し、 国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等と の適切な相互連携と役割分担を組み合せた取組みを立案・推進する。
- ✓ 既存資源の有効活用に努め、施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果(コストパフォーマンス)の最大化を推進する。
- ✓ 各アクションについては、「大阪市 DX 戦略」に基づいて、DX の推進を検討する。
- ✓ 国家的な観点からの支援が必要な取組みは、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、 地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を国に積極的に提案、要請する。
- ✔ 日常時の業務の延長として、非常時の対応を行うことで、速やかに防災・減災効果が発揮できるよう「対策の普段化」の視点を持って、取組みの立案・推進を行う。
- ✓ 「大阪市地域防災計画」において各項目の実施主体を明確化したことに伴い、各所属の防災・減災に係る取り組みの進捗現況を精査するとともに、各所属から実効性のある提案を頂くことで、より効果的でニーズの高いアクションの提起を図る。
- ✓ 高齢者、障がい者、こども、女性、外国人等、様々な立場の方の視点を一層重視し、特に、 外国人に対する支援として多言語支援センター運営マニュアルの更新や情報発信ツールを用 いた多言語による情報提供の充実を図る。
- ✓ 国や府の動向(水防法改正・大阪府地域防災計画修正等)を踏まえて、「大阪市地域防災計画」修正の際に取り入れた事項について具体的な取り組みを検討する。

#### (4) プランの進捗管理

・各アクションは、策定チームにおいて、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見 直し・改善につなげ、本アクションプランの着実な推進を図ります。

#### (5)被害軽減目標

・本市で想定される各種災害の被害の軽減を図っていく上で、以下に示す、「新・大阪府地震防災 アクションプラン」(R7.3 一部修正)に設定されている、本市において人的被害が最も大きい 南海トラフ巨大地震における津波・浸水被害の軽減目標に留意し、本アクションプランを推進 していきます。

#### ① 人的被害(死者数)

- □ 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、 令和6年度までに、平成25年度の被害想定からの<u>『人的被害(死者数)</u> **9割減**』 をめざします。
- □ 加えて、府民のみなさまに迅速かつ安全に避難いただく、いわゆる 「逃げる」取組みにより、府民のみなさまとともに、

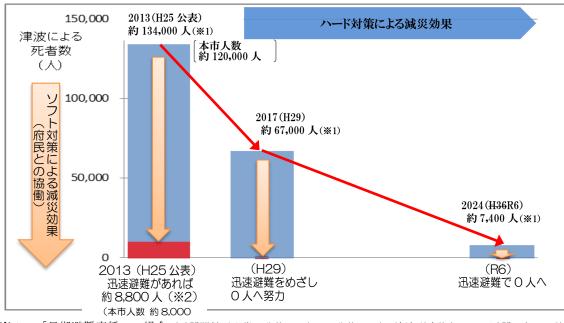
『人的被害(死者数)を限りなくゼロに近付けること』

をめざします。

- □防潮堤の津波浸水対策等の緊急的取組みにより、
  - ・令和6年度までに、<u>『堤防沈下等による被害<sup>(注)</sup>をゼロに近づけること』</u> をめざします。

(注):地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、津波到達前の潮位(朔望平均満潮位)による浸水により想定される被害

#### 【人的被害】



- ※1…「早期避難率低」の場合(避難開始が発災5分後:20%、15分後:50%、津波到達後あるいは避難しな:30%)
- ※2…「避難迅速化」の場合(避難開始が発災5分後:100%)

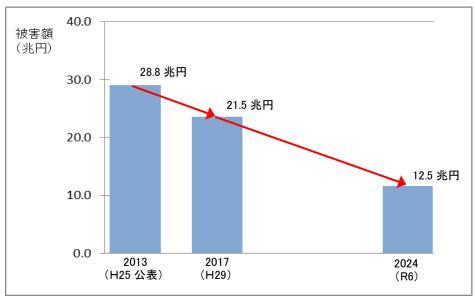
(注)冬18時の想定のため、避難開始をそれぞれ5分加算

#### ② 経済被害(被害額)

□ ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、 <u>『経済被害(被害額)5割減』</u>をめざします。

…これは、府内総生産(GDP)の約4割に相当する府内経済損失の解消に寄与します。

### 【経済被害※1】



- ※1 経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上
  - ・「資産等の被害額」: 建物被害、ライフライン・インフラ施設被害、その他公共土木施設被害 等
  - ・「生産・サービスの低下による影響」: 民間資本ストック・労働力喪失による産業の生産性低下 等

\*「新・大阪府地震防災アクションプラン」(R7.3 一部修正) P. 8~9 を引用・編集して作成

### 2. アクション項目

「大阪市地域防災計画」に定める基本理念『減災』を基本目標として、5 つのテーマ、20 分野に分類した 67 のアクションを推進します。

#### 地域防災アクションプランのテーマ・分野別分類(令和2年度以降)

対応欄 新規:ver.2.2 から新たに取組む項目(令和7年度より) 完了:Ver.2.1 で完了した取組みのため Ver.2.2 では取組まない項目

テーマ	分野	No	アクション名	主担当	対応
活動体制 の整備	活動体制	1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	
		2	災害情報の収集・分析・共有・伝達能力の 強化	危機管理室	
		3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	
	協働・協力 体制	4	災害時医療体制の整備	健康局	
		5	医薬品、医療資器材の確保	健康局	
		6	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	
		7	福祉避難所等の確保及び災害時における 体制の充実	危機管理室	
		8	避難所の空調設備の整備	危機管理室	
		9	地域防災力強化に向けた自主防災組織 等の活動支援	危機管理室	
		10	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	
		11	要配慮者利用施設への避難確保計画の 作成支援	危機管理室	
		12	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	
		13	災害時の市民等への広報体制の整備・充 実	政策企画室	
		14	災害ボランティアの充実と連携強化	危機管理室、市民局	
		3 (再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	
		55	入浴・洗濯機会の確保	危機管理室	新規
		56	集約避難所の円滑な開設に向けた取組み	全区	新規
		57	2 次避難先の確保	危機管理室	新規
	災害広報	13 (再掲)	災害時の市民等への広報体制の整備・充 実	政策企画室	

	1		Г	<u></u>	<u> </u>
		26	災害時の外国人への情報提供等	経済戦略局	
	活動拠点等 の確保	15	市設建築物の耐震化の推進	該当所属	
活動体制 の整備		16	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、大阪港湾局	
		17	水道施設の耐震化等の推進	水道局	
		18	迅速な道路啓開の実施	建設局	
		19	都市施設の防災機能の強化	大阪港湾局	
		20	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市民局	
		21	市設建築物の応急対策	危機管理室	
	避難・安全 確保	22	地下空間対策の促進	危機管理室	
		23	的確な避難情報の判断・伝達	危機管理室	
		24	地域防災力強化に向けた水防団等の充 実・強化	建設局	
		25	帰宅困難者対策の確立	危機管理室、該当区	
		26 (再掲)	災害時の外国人への情報提供等	経済戦略局	
		27	在住外国人への防災意識啓発活動の推 進	危機管理室	
		6 (再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	
		7 (再掲)	福祉避難所等の確保及び災害時における 体制の充実	危機管理室	
		10 (再掲)	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	
		13 (再掲)	災害時の市民等への広報体制の整備・充 実	政策企画室	
予防応急 対策	防災教育• 訓練	28	防災意識の啓発	危機管理室	
		29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	危機管理室	
		1 (再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	
		3 (再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	
		22 (再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室	
		58	マンホールトイレの開設を地域住民ができる スキーム	建設局	新規

	社会基盤施設の耐震化	30	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策 の推進	建設局、大阪港湾局	
	等	59	防潮堤等の耐震・液状化対策	建設局、大阪港湾局	新規
		31	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局	
		32	インフラ施設の老朽化対策	大阪港湾局、建設局、 水道局	
		33	市街地の浸水対策	建設局	
予防応急 対策		34	河川・港湾施設等の災害予防・応急対策	大阪港湾局	
		35	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	
		36	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水 等の確保	建設局、水道局	
		37	災害時における下水道機能の確保	建設局	
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	
		15 (再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属	
		16 (再掲)	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、大阪港湾局	
		17 (再掲)	水道施設の耐震化等の推進	水道局	
		28 (再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	
		66	気候変動の影響をふまえた水害への備え	建設局	新規
		67	災害に強く持続可能な上下水道システムの 構築	建設局	新規
	市街地の 防災性向上	38	密集住宅市街地等の防災性向上	都市整備局、建設局	
		39	防災空間の整備・拡大	経済戦略局	
		40	災害に強い良質なマンション整備	都市整備局	
		41	高速道路、都市圏環状道路や広域幹線 道路ネットワークの整備	建設局、計画調整局	
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	
		31 (再掲)	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局	
		33 (再掲)	市街地の浸水対策	建設局	
	津波対策	42	長期湛水の早期解消	建設局	
		30 (再掲)	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策 の推進	建設局、大阪港湾局	

	T				
		59 (再掲)	防潮堤等の耐震・液状化対策	建設局、大阪港湾局	新規
		60	津波避難施設での物資の配備	危機管理室	新規
	消防体制	43	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	消防局	
		44	消防活動体制の充実	消防局	
		9 (再掲)	地域防災力強化に向けた自主防災組織 等の活動支援	危機管理室	
		15 (再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属	
		24 (再掲)	地域防災力強化に向けた水防団等の充 実・強化	建設局	
		35 (再掲)	上水道施設被災時における消防用水の確 保	建設局、消防局	
社会環境 の確保	医療•救護	4 (再掲)	災害時医療体制の整備	健康局	
		5 (再掲)	医薬品、医療資器材の確保	健康局	
		6 (再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	
社会環境 の確保	衛生・廃棄 物等	45	被災地域の食品衛生監視活動の実施	健康局	
		46	被災地域の感染症予防等の防疫活動の 実施	健康局	
		47	愛護動物の救護	健康局	完了
		61	家庭動物との同行避難	危機管理室	新規
		35 (再掲)	上水道施設被災時における消防用水の確 保	建設局、消防局	
		62	災害廃棄物処理体制の整備	環境局	新規
	生活物資	28 (再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	
		36 (再掲)	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水 等の確保	建設局、水道局	
	行方不明者 の捜索・ 遺体の処理・ 火葬	48	遺体の適切な取扱	危機管理室、環境局	
被災者支 援	広聴	49	被災者の要望対応に向けた体制の整備	危機管理室	
	住宅	50	住宅関連情報の提供体制の整備	都市整備局	
		51	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	都市整備局	
		52	建築物の応急危険度判定体制の整備	都市整備局	

	義援金	20 (再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市民局	
	金融支援等	20 (再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市民局	
災害復旧・1	災害復旧·復興対策		復興計画策定マニュアルの作成	危機管理室	
		54	災害復旧・復興に資する地図情報整備の 推進	都市整備局、建設局	
		1 (再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	
		63	公費解体に係るスキームづくり	危機管理室	新規
受援体制		64	応援職員の円滑な分配・管理方法等の整 理	危機管理室	新規
		65	応援職員等の執務スペース・宿泊場所の確 保	危機管理室	新規

# 大阪市地域防災 アクションプラン

# [必須アクション]

(全市的に取り組む事項、一部の所属が取り組む専門的な事項)

番号	アクション名	アクション内容	主担当
1	業務継続体制及び 災害復旧体制の整備	・(対策1部3節5)職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに自らの業務継続のための体制整ででの検証を行う。 を行い、適切に運用する。また、必要に応応での検証を行う。 なお、BCP (注1)の策定に当たっては、地域防災計画に定められた災害応急対策業務及び継続を各所属で行えるよう、定期的な教育・訓練・点を各所属で行えるよう、定期的な教育積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 ・(対策1部3節5)災害の規模や被災地のニー援を受けることができるように、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について整えた、受援計画を策定する。	危機管理室
		目 標	
令			関係所属
7和2~8年度	<ul><li>3. 業務継続体制並び</li><li>2. 受援体制の整備</li><li>3. 業務継続計画に資</li></ul>	[危機管理室]	全所属 危機管理室 中央卸売市場

番号		アクション名	アクション内容	主担当
2		害情報の収集、分析、 :有、伝達能力の強化	・(対策1部5節)市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
7和2~8年度	必須	1. 防災情報システム	4の再構築 [危機管理室]	危機管理室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
3		災害対策本部要員等 訓練・スキルアップ	・(対策1部1節1)市職員は災害応急活動の実行上の主体として、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 ・(対策1部2節)本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的に実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	2. 防災関係機関との	上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施 [全所属] 連携した訓練の実施 全所属](防災関係機関との連携がない所属を除く)	全所属

番号		アクション名	アクション内容	主担当
4	災害時医療体制 の整備		<ul> <li>・(対策1部19節)災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備に努める。</li> <li>・(対策1部19節3)災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、保健医療調整本部の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。</li> </ul>	健康局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 災害時における医療	寮に関する協力体制の確認・改善 [全区] [健康局]	全区健康局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
5	2	医薬品、医療資器材 の確保	・(対策1部19節2)災害時には、多数の負傷者 の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医 療資器材の確保に努める。備蓄については、災害 時医療機関において通常時の在庫を充実すること を基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関 係団体と協定を結ぶように努める。	健康局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 医薬品、医療資器	対の確保に関する協力体制の確認・改善 [健康局]	健康局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
6		被災者の巡回健康 相談等の実施	・ (対策2部16節3) 災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、救護所の運営を図る。 ・ (対策2部16節4) 区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。 ・ (対策2部16節4) 保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。	健康局
			目 標	
令				関係所属
P和 2 ~ 8 年 度	必須	1. 「大阪市災害時保保 栄養士活動マニュラ 2. 被災者の巡回健康を	健康局全区	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
7	福祉避難所等の確保 及び災害時における 体制の充実		・(対策1部9節2)災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。 日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、災害時に不足する備品を確保し円滑に施設に供給できるよう、平常時に関係先と協定を締結する。 福祉避難所等の役割について市民等に周知するとともに、区役所は福祉避難所となる施設を運営する社会福祉施設等に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須		P締結等による福祉避難所の確保又は充実 [全区] 営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者 備 [危機管理室][福祉局][健康局][全区]	全区 危機管理室 福祉局 健康局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
8	避	難所の空調設備の整備	・(対策1部9節2)避難所指定されている施設を 所有する部局は、避難生活の環境を良好に保つた めに、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホ ールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛 星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット 機器等の通信機器等のほか、空調、換気、照明、 洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備 の整備に努める。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須			危機管理室 教育委員会 事務局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
9		地域防災力強化に 向けた 自主防災組織等の 活動支援	・(対策1部9節4)避難所の開設・運営にあたっては、31頁のア〜サの事項に留意する。なお、詳細について、「避難所開設・運営ガイドライン」を踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和		1. 地域防災リーダー	-を育成するための研修等の実施	全区
2	必須	2. 地域防災における	[全区][消防局] 5男女共同参画の視点を踏まえた取組みの推進 「全区] 「市民局] 「危機管理室]	消防局 危機管理室
年度	<b>{</b>		(主と) [115円の] [危機管理室] まえた地区防災計画の見直し [全区] [危機管理室] 協力体制の構築 [契約管財局][危機管理室]	市民局契約管財局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
10	Γ	避難行動要支援者」 支援の充実	・(対策1部10節1)自助、共助、公助の各役割 分担を明確にするとともに、地域における自主防 災組織による避難行動要支援者 <sup>(注3)</sup> の避難支援の 取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支 援を行う。 ・(対策1部10節1)「大阪市避難行動要支援者名 簿」をあらかじめ作成、毎年更新する。	危機管理室
			目 標	
		1. 全地域における避難		関係所属
令和2~8年 度	必須	3.自主防災組織による	[危機管理室][全区](実施済み区を除く) への避難支援体制の整備 [危機管理室][福祉局] る避難行動要支援者の避難支援活動の促進 [全区][危機管理室] に対する情報発信体制整備 [危機管理室][全区][福祉局]	危機管理室 全区 福祉局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
11	_ ,,	記慮者利用施設への避確保計画の作成支援	・(対策1部8節3)要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時(河川氾濫・高潮・内水氾濫)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について定めた場合は、これを市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するとともに、訓練を実施した場合は、その結果を市長あてに報告する。	危機管理室
			目 標	
				関係所属
令和2~8年度	必須			危機管理室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
12	Ъ	避難施設の確保 及び防災空間の整備	・(対策1部18節)災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設(避難場所、避難所、避難路)の整備・拡充を図り、予め指定する。・(対策1部9節1)市長は基本法第49条の4に基づき、洪水、津波その他の災害種別ごとに適切な避難場所として「指定緊急避難場所」を指定する。・(対策1部9節2)災害により住宅に留まる事が出来ない、又は居住の場所を確保することが困難な市民等が、一時的に避難生活を行う場所であり、「災害時避難所」、「福祉避難所・緊急入所施設」として整備を図る。	建設局 該当区 <sup>**</sup>
			目 標	
		1. 地域毎の避難計画	画を踏まえた津波避難施設(津波避難ビル、水害時	関係所属
令和2~8年 度	必須	2. 避難場所となる者 3. 避難路を担う都定 る連続立体交差	意深の耐震対策の実施 [建設局] 意線共同溝の整備 [建設局]	該当区 <sup>※</sup> 建設局

※該当区 (天王寺区、阿倍野区を除く22区)

番号		アクション名	アクション内容	主担当
13		災害時の市民等への 報体制の整備・充実	・(対策1部4節3)広報活動の実施に当たっては、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行う必要がある。なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようにするとともに、様々な人に伝わるように努める。・(対策2部3節6)広報の方法の多様化に努める。・(対策2部3節7)市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやSNS等による広報を実施する。	政策企画室
			目 標	
令		1. 災害時における広	報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実	関係所属
和2~8年度	必須	3. 新たなデジタル同語 4.市民等に対し、自己	[政策企画室] [危機管理室] [デジタル統括室] 道機関等との連携体制の確認・改善 [政策企画室] 報無線設備の整備 [危機管理室] らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々 に情報が伝わるように努める [政策企画室]	政策企画室 危機管理室 デジタル 統括室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
14		災害ボランティア の充実と連携強化	・ (対策 1 部 31 節) ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携するとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。・ (対策 2 部30節 1) 幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が、多種多様な活動を展開するために整備される活動拠点の整備に努める。	危機管理室 市民局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須		連携した災害ボランティアの活動環境の整備 [全区] ど関係団体との協力体制の確認・改善 [危機管理室] [市民局]	全区 危機管理室 市民局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
15		市設建築物の耐震化の推進	・(対策1部20節1)災害時に重要な役割を担う 市設建築物(災害対策施設等)のうち、耐震性が 不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促 進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。	該当所属 <sup>※</sup>
			目 標	
令				関係所属
和 2 ~ 8 年 度	必須	準別市(境で大井県後別市寺グラの)(7)事施		該当所属 <sup>※</sup>

※該当所属:「耐震性が不十分な災害対策施設等」又は「未対策の特定天井を有する災害時 に重要な機能を果たす施設」を所管・所有する所属。

なお、進捗の取りまとめは都市整備局が行う

番号		アクション名	アクション内容	主担当
16	Д	広域緊急交通路等の 通行機能確保	・(対策1部7節2)発災後の道路の障害物除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)による道路啓開、応急復旧等、災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 ・(対策1部7節3)中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築することが重要であるため、その整備を推進する。	建設局大阪港湾局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須			建設局 大阪港湾局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
17		水道施設の耐震化等の推進	<ul> <li>・(資料編17その他)水道施設の根幹である取・ 浄・配水場及び管路施設について、耐震性強化 や経年施設の計画的な更新により、地震の発災 時においても、給水継続が可能な水道システム を構築する。</li> <li>・(資料編17その他)停電が長期化した場合でも 取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して 確保するため、自家発電設備の設置等停電対策 を推進する。また、電力使用制限・計画停電が 実施される際にも、水道施設は対象から除外さ れるよう国等へ働きかける。</li> <li>・(資料編17その他)都市施設や避難所等は、水 害が発生した場合においても、その基本機能や 防災活動拠点としての機能を維持する必要があ る。水害時における円滑な防災活動を可能にし、 最低限の都市機能を維持・保全することを目的 として、各施設管理者は、都市施設や避難所等 の浸水予防対策の推進を図る。</li> </ul>	水道局
	1		目 標	80 K T F
		1. 南海トラフ巨大地	震の発生時に当面必要とされる量の水道水の製造等	関係所属
令   和		を可能とする浄・	配水施設の耐震化 [水道局]	
2	必		震の発生時に想定される市域における広域断水の早	
<b>≀</b>	須		路の更新「水道局」	水道局
年		3. 停電対策の推進		
度		4. 災害時における安   5. 浸水対策の推進	定した電力の確保[水道局]	
		O.    凌小刈束の推進  		

番号		アクション名	アクション内容	主担当
18		迅速な道路啓開 の実施	・(対策2部6節3)道路管理者(港湾管理者)は、使用可能な緊急交通路を把握するため、大阪府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により、早急に道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、大阪府、市本部及び大阪府警察等に報告する。 ・(対策2部6節4)道路管理者は府警察、消防機関、自衛隊や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開作業を行う。	建設局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	· <del>-</del>		建設局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
19		都市施設の 防災機能の強化	・ (対策1部7節2) 道路管理者 (港湾管理者) は、「公共土木施設の耐震化及び応急対策」に基 づき橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾 管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資 輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コ ンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の 整備を推進する。	大阪港湾局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須			大阪港湾局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
20	<u> </u>	生活再建、事業再開 のための措置	・(対策2部42節1)配分については、配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に配分する。 ・(対策2部44節1)災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を区役所・消防署が迅速に行えるよう、危機管理室は、全体研修の実施やマニュアルの作成に取り組むなど、必要な業務の実施体制の確保に努める。	危機管理室 市民局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須		民管及び配分体制の確認・改善 [市民局] [会計室] [全区] 金配分委員会要綱」の作成 [市民局]	市民局 会計室 全区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
21	市設建築物の 応急対策	・(対策2部20節1)各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ定めておいた具体的な諸活動にかかる対策を行う。 また、各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。 ・(対策2部20節1)各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。	危機管理室
		目標	
令			関係所属
1和2~8年度	7	全確認カルテの作成・更新 [該当所属] 認に関する訓練の実施 [該当所属]	該当所属 <sup>※</sup>

※常時、不特定多数の利用者がある施設や、災害時に重要な役割を担う施設を所管する所属 避難所については、所管局と区役所で連携を行い取組む

番号		アクション名	アクション内容	主担当
22	ţ	地下空間対策の促進	・(対策1部14節1)迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 維持管理計画に基	基づき地下道等の定期点検及び計画的な補修等の実施 [建設局]	建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
23	的確な避難情報の判断・伝達	・(対策1部8節) 平常時において、避難誘導の 基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想 定区域等、その他避難に資する情報の提供に努 める。 ・(対策1部8節2) 即時避難後の行動には、津波 情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を 含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加 え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方 法について検討を行う。	危機管理室
		目標	
令			関係所属
和2~8年度	l iX	るガイドライン」や、浸水想定区域図、設定水位を確 難情報の発令基準や対象区域の確認・改善 [危機管理室]	危機管理室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
24	水	地域防災力強化に 向けた 防団等の充実・強化	・(対策1部30節3)淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 ・(対策1部30節3)青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 ・(対策2部19節4)国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。	建設局
			目 標	
令		1. 水防事務組合の高齢	命化、充足率を踏まえた水防団員募集への協力	関係所属
和			[建設局] [該当区のみ]	
2~8年度	必	2. 水防活動の拠点とな	なる施設の整備や水防資機材の充実などにむけた協	建設局
	須	力体制の確認・改調	善 [建設局]	該当区*
		3. 水防事務組合が実施	西する水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加	
反			[建設局] [該当区のみ]	

※該当区(淀川流域:西淀川・淀川・東淀川、北・都島・旭・福島・此花・西・港・大正・浪速) (大和川流域:住之江・住吉・東住吉・平野・西成)

番号		アクション名	アクション内容	主担当
25			・(対策1部12節3)一斉帰宅を抑制するために、 企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・ 宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に 努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済 団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待 機等に係る計画を策定するための働きかけを行 う。 また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員 等にとるべき行動を示した計画の策定についても 働きかけを行う。	危機管理室 該当区
			目 標	
		1. 市内の事業者に対	する、施設内待機等に係る計画策定の働きかけ	関係所属
令和			[危機管理室]	
1 2		2. ターミナル駅周辺	2の企業・事業所等に対し、滞留スペースの提供や滞	
₹	必須	留者への支援を求	めるなど、帰宅困難者 <sup>(注9)</sup> を支援できる環境づく	危機管理室
8	决	りの検討	[危機管理室][該当区]	該当区
度		3. 検証に基づく、帰	宅困難者対策計画・マニュアルの改訂	
			[危機管理室]	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
26	3	災害時の外国人への 情報提供等	・(対策2部13節1)経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター(以下「多言語支援センター」という。)を国際交流センターに設置する。 国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。・(対策1部13節1)経済戦略局は大阪観光局と連携し、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。	経済戦略局
			目 標	
		1. 区役所と連携した	多言語支援センター運営マニュアルの実践的な検証	関係所属
令和2~8年度	必須	活用した、来阪外 提供機会の増加 3. 来阪外国人旅行者	内板(デジタルサイネージ)等の情報発信ツールを 国人旅行者への災害時に必要な情報の多言語による [経済戦略局] に対し、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在 設の利用を可能とする宿泊施設との協力関係を構築	経済戦略局危機管理室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
27	在任	主外国人への防災意識 啓発活動の推進	・(対策1部13節)居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動がとれるよう努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定しるが、受害時には、災害時に連やか事と協力しては、災害時に連やが事と協力したが、事業が、事業が、事業が、事業が、事業が、事業が、事業が、事業が、事業が、事業	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
1和2~8年度	必須	1. 平時における在住	5外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施の検討 [全区]	全区

番号		アクション名	アクション内容	主担当
28		防災意識の啓発	・(対策1部1節2)市民等に対して、災害等の知り、 職、災害への備え、災害やの行動(マイれぞら)にないの災害時の行動(それぞらり)、それぞらの災害関連情報をとともも主防災の関連情報をという自主などの過去をでいる。をでは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	危機管理室
令				関係所属
和2~8年度	必須	普及啓発の実施 2. 必要に応じたハザ・	災訓練(避難訓練等)、講演会等による防災知識等の [全区][危機管理室] -ドマップや市民防災マニュアル、各種ホームペー 確認・改善 [全区][危機管理室]	全区危機管理室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
29		各部災害応急対策 マニュアルの改訂と 運用	・(対策1部1節1)平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 ・(対策1部1節1)本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
7和2~8年度	必須	1. 災害応急対策活動記	計画の具体化と継続的な見直し [全所属]	全所属

番号		アクション名	アクション内容	主担当
30		朝堤等の耐震化および 皮等浸水対策の推進	・(資料編 P464)地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害(津波による浸水等)を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。     ・(資料編 P464)大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防・水門等の防ぎょ施設の耐震・液状化対策について、早急に取り組む。     ・(対策1部22節3)水門等の防ぎょ施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風襲来時にその機能を果たすことができるよう努める。     ・(対策1部27節)洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備を図る。	建設局大阪港湾局
			目 標	
		   1 南海トラフ巨大#	中震の被害想定を踏まえた、水門内や居住地域外にお	関係所属
令和2~8年度	必須	ける百数十年に 1 期的に対策すべき 2. 福町十三線立体交	度の規模の津波(L1)により浸水する箇所など、中 を堤防等の耐震・液状化対策の実施 [大阪港湾局][建設局] を差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮によ 域を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業(国直	大阪港湾局 建設局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
31	Ē	民間住宅・建築物等 の耐震化の促進	・(対策1部28節)市民等の生命や財産を守り、 災害に強いまちづくりをめざすため、新築建築物 の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐 震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促 進を図る。	都市整備局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須			都市整備局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
32		インフラ施設の 老朽化対策	・(対策1部21節)災害時において、避難、救援、 復旧活動等に重要な公共土木施設については、被害 を最小限にとどめ、十分にその機能を果たすよう、 施設の耐震化、日常的な点検、適切な維持管理を実 施し、施設の長寿命化を基本とした災害予防対策等 を図る。	建設局 大阪港湾局 水道局
			目 標	
令和2~8年度	必須	設計画に基づき、長	マネジメント基本方針及び施設毎に策定された個別施 寿命化を基本とした維持管理を実施 [建設局] [大阪港湾局] [水道局] グクルの構築・推進による維持管理手法の充実 [建設局] [大阪港湾局] [水道局]	建設局 大阪港湾局 水道局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
33		市街地の浸水対策	・ (対策1部27節1) 洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。 ・ (対策1部27節2) 浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。 ・ (対策1部27節3) 水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。	建設局
			目標	
令				関係所属
1.和2~8年度	必須			

番号		アクション名	アクション内容	主担当
34	河丿	川・港湾施設等の災害 予防・応急対策	・(対策1部21節) 防潮堤等の損壊による浸水等は、住民生活、都市活動に長期間にわたって重大な被害を及ぼすものであり、日常的な施設の点検、維持管理に努めることはもとより、それらの施設等の耐震化を図る。	大阪港湾局
			目 標	
令				関係所属
和 2 ~ 8 年 度 ※	必須		・夢洲  において、過去最大規模の台風の高潮・高 箇所の浸水対策の実施 [大阪港湾局]	大阪港湾局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
35		上水道施設被災時 における 消防用水の確保	・(対策 1 部18節 3) 震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。	建設局消防局
			目 標	
令				関係所属
1.和2~8年度	必須			消防局 建設局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
36		k道の早期復旧及び 用水、生活雑用水等 の確保	・(対策1部33節1)災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。 ・(対策2部31節2)災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方に基づき実施する。 【災害直後】 ・備蓄により飲料水を確保・運搬給水方式による応急給水に着手【災害後~復旧完了】 ・拠点給水方式及び運搬給水方式による応急給水並びに応急復旧により必要水量を確保 【復旧完了後】 ・通常量の確保(災害後最大3週間を目途)	建設局水道局
			び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保の	関係所属
			間資器材・応急復旧用資機材の備蓄を行うとともに、 1000年 1000年 10	
			理: 、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施 は	
令		する枠組みの確認		
和		∠. ト水処理場にのり 備 [建設局]	る下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整	
2	必	,,,,, E,CE2,1, 53	      	水道局 建設局
8	須		お定締結等により下水処理場から避難所等への処理水	建成问 危機管理室
年度			めるとともに、運搬にかかるルール等のマニュアル	経済戦略局
汉			]] [危機管理室]	
		5. 大阪市生活用水確	保事業(災害時協力井戸制度)を導入し、農業用井戸	
		の所有者等に周知	]するとともに協力を得られた井戸の登録を実施	
		[経済戦略局] [危格	機管理室]	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
37		災害時における 下水道機能の確保	・(資料編 17 その他) 地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や施設の耐水化を図る。	建設局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 耐震化を含む老朽領 2. 耐水化計画に合わt	管渠の改築更新を実施 [建設局] せて、揚水機能施設の耐水化を実施 [建設局]	建設局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
38		密集住宅市街地等 の防災性向上	・(対策1部26節1)「密集住宅市街地整備プログラム」(令和3年3月策定)に基づく目標の達成に向け、所管局は、「重点対策地区」(約640ha)において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため、各種施策を集中的に展開するとともに、「対策地区」(約3,800ha)において、市街地の不燃化を図るため、老朽住宅の除却・建替えを促進する。 ・(対策1部26節2)施策には具体的に整備事業を実施するもの(市街地再開発事業、土地区画整理事業)と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するもの(地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域)がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。	都市整備局建設局
			目標	
			市街地整備プログラム」に基づき、「優先地区(約 ※R45のR45に深さるなった。」 「	関係所属
			災骨格の形成に資する都市計画道路を整備し、R12	
令			防災骨格形成率 (注11) 83%以上の確保、推進 [建	
和		設局]		
2	必		避難場所となる都市公園の整備 [建設局]	7=≒=0. (==
8	須		市街地整備プログラム」に基づき、重点対策地区内	建設局
年			5災街区の全てにおいて、不燃領域率 (注 12) 40%以 き <sup>(注 13)</sup> レベル 2 達成(R12年度)に向け、区と	都市整備局
度			というしてルと達成(FTZ年度)に向け、区と 地対策の実施 「都市整備局」	
			B対象の実施 「部中登開局」 路駅周辺地区土地区画整理事業の推進	
		4. 二四末地区汉〇次	治獣(同2212121212121212年) 「都市整備局」	
			「日から正明」(日)	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
39	防	災空間の整備・拡大	・(対策1部26節3)市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。 経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。	経済戦略局
			目標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 大阪市防災協力農	豊地制度の創設・維持 [経済戦略局]	経済戦略局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
40	良	災害に強い 質なマンション整備	・(対策1部28節)市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをめざすため、新築建築物の耐震性の確保・不燃化の促進を図るとともに耐震性が不十分である民間建築物の改修や建替の促進を図る。	都市整備局
			目 標	
令				関係所属
和 2 ~ 8 年 度	必須	1. 「防災力強化マン	ション」の整備を促進 [都市整備局]	都市整備局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
41		速道路、都市圏環状道 や広域幹線道路ネット ワークの整備	・(対策1部26節3)公園、緑地、道路、河川等の管理者又は所管する機関は、事業を推進するにあたって、災害応急対策活動の円滑な実施、避難場所や避難路の確保、火災の延焼防止等の機能や活動に資することに留意して整備に努める。	建設局計画調整局
			目 標	
令				関係所属
和 2 ~ 8 年 度	必須			建設局計画調整局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
42	ļ	長期湛水の早期解消	・ (対策 1 部 22 節 1) 防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、関係機関は、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保やポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。	建設局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須			建設局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
43		緊急消防援助隊等の 受入れ体制の整備	・(対策1部18節4)地震災害の規模やその 態様等によっては、広域消防応援による消 防活動が不可欠であることから、受援に関 する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の 確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大 阪府下広域消防相互応援協定等で出動する 応援隊の集結場所等、充実した受入体制の 整備に努める。	消防局
			目標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 「緊急消防援助隊力	大阪市消防局受援計画」の確認・改善 [消防局]	消防局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
44		消防活動体制 の充実	・(対策1部18節)消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。	消防局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 関係機関との協力(	本制強化に向けた連携訓練の実施 [消防局]	消防局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
45	褚	皮災地域の食品衛生 監視活動の実施	・(対策2部32節2)災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。	健康局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須			健康局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
46		災地域の感染症予防 等の防疫活動の実施	・(対策1部33節)災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、衛生保持のための対策を行う。	健康局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須		関するマニュアル類の確認・改善 [健康局] 関する訓練・研修及び知識の普及啓発の実施 [健康局] 状況の確認・改善 [健康局]	健康局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
47		完了 愛護動物の救護	・ (対策2部32節3)関係機関・団体と相互に 連携し、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災 害時における動物の管理等について、次の応急 対策を実施する。 (1)被災地域における愛護動物の保護・受入 (2)避難所等における愛護動物の適正飼養等の 指導 (3)動物による人等への危害防止	健康局
			目標	
令				関係所属
和 2 ~ 6 年 度	必須	構築 [健康局] 2. 大型犬や特定動物	制について、近隣自治体及び関係団体と協力関係を の(人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれが で定める動物)逸走時の対応整備 [健康局]	健康局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
48		遺体の適切な取扱	<ul> <li>・(対策2部35節,36節)遺体の仮収容(安置)所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬について、体制の整備に努める。</li> <li>・(対策2部35節2)区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容(安置)所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。</li> </ul>	環境局 危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和 2 ~ 8 年	和       1. 遺体の適切な取扱マニュアルの確認・改善 [危機管理室]         2       必       2. 遺体の仮収容(安置)所の確保 [全区](実施済み区を除く)         3       3. 関係機関等との協力・連携体制の確認・改善			危機管理室 全区 環境局
度			(TE) (MONG) (COMBAT)	21301-5

番号		アクション名	アクション内容	主担当
49		皮災者の要望対応に 向けた体制の整備	・(対策2部38節)災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動揺、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。 ・(対策2部38節1)臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。	危機管理室
			目 標	
				関係所属
令		1 地巛字の出活知製	カ採み等に関する専用セ製 <u>まを必</u> 再に応じて記	経済戦略局
和	1. 被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善 [経済戦略局] [市民局] [環境局] 必 [都市整備局] [建設局] [大阪港湾局] 2. 被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置でき		市民局	
2			環境局	
8		) 2 被災者の要望等を <sup>1</sup>		都市整備局
年		2. 版页目の安全中で る体制の確認・改		建設局
度		.○比山山○7月6回 , 10% £		大阪港湾局
				全区

番号		アクション名	アクション内容	主担当
50		住宅関連情報の 提供体制の整備	・(対策2部39節)災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。	都市整備局
			目 標	
令				関係所属
1和2~8年度	必須		共に係る関連機関との連携体制の確認・改善 [都市整備局] ンターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体 [都市整備局]	都市整備局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
51	苍	皮災者の住宅確保に 向けた体制の整備	・(対策2部39節)災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅の活用や応急仮設住宅(建設型応急住宅・賃貸型応急住宅)の供与を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。 ・(対策2部39節4)被災者が、相当期間居住することを考慮して、公共空地の中から、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を応急仮設住宅の建設候補地として選定する。	都市整備局
			目 標	
令				関係所属
和		   1. 応急仮設住宅の提係	共に関する体制の確認・改善	
2	必		[都市整備局] [危機管理室]	都市整備局
8	須	2. 応急仮設住宅用地の	D提供に向けた未利用地データの整備	危機管理室
年			[契約管財局]	契約管財局
度				

番号		アクション名	アクション内容	主担当
52		建築物の 応急危険度判定 体制の整備	・ (対策 2 部 40 節 3 ) 地震活動等による倒壊等危 険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次 災害の危険にさらされる可能性があることから、 それを回避するため、被災建築物の応急危険度判 定の体制の整備を行う。	都市整備局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1. 震災時における応	急危険度判定活動における体制の確認・改善 [都市整備局]	都市整備局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
53		復興計画策定 マニュアルの作成	・(対策2部48節1)復興のため、災害発生の初期段階から各局・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須		ら各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計 マニュアルの作成 [危機管理室]	危機管理室

番号		アクション名	アクション内容	主担当
54	ţ	災害復旧・復興 に資する 也図情報整備の推進	・(対策2部48節2)復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。	都市整備局建設局
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	必須	1.道路区域線調查測量 2.土地区画整理事業 <i>0</i>	の推進(1780ha) [建設局] D施行完了に伴う地図情報の整備(10.0ha) [都市整備局]	建設局都市整備局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
55	入	浴・洗濯機会の確保	・ (対策 2 部32節 5 ) 危機管理部及び関係部は、 関係機関・団体と相互に連携し、次の応急対策 を実施する。 (1)避難所等における避難者が無料で利用でき る一般公衆浴場等での入浴支援 (2)避難所等における避難者が無料で利用でき るクリーニング事業者での洗濯支援	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和		1. 大阪府マニュアル	等に基づく本市の無料入浴支援にかかるスキームの	
7	必	確定 [危機管理	室]	
8	須	2. 大阪府下市町村共	通マニュアル等の作成に向けた大阪府との調整並び	危機管理室
年 度		に本市の無料洗剤	望支援にかかるスキームの検討、整理 [危機管理室]	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
56	集組	的避難所の円滑な開設 に向けた取組み	・(対策2部9節2)区本部長は、被災状況や避難者等の状況に応じ、避難所の集約・閉鎖の判断及び決定する。	全区
			目 標	
令				関係所属
和 7 ~ 8 年 度	必須	1. 避難の長期化を想	見定した集約避難所の確保のための協定締結 [全区]	全区

番号	ア	クション名	アクション内容	主担当
57	2次	選難先の確保	・(対策1部9節2)危機管理室は、避難所での 生活が困難な方の避難先として民間宿泊施設 等を活用できるよう施設運営事業者等との協 定締結を進める。なお、避難所での生活が困難 な方の民間宿泊施設等への避難については、災 害時に適切な避難が行えるよう、危機管理室、 福祉局、健康局、こども青少年局などめ「避難所 属で検討及び整理を行い、等に定める。 危機管理室は、車中泊により避難生活を行う避 難者が発生する場合に備えて、車中泊避難が 能な公園等のスペースのリストを作成する。 ・(対策2部9節2)危機管理部は、区本部等 からの要請に応じ、避難所での生活が困難な の避難先として民間宿泊施設等を提供する。	危機管理室
			目 標	
令和	1.	民泊宿泊施設等	を2次避難先として活用するため、民泊やホテル・旅	関係所属
和 7	34	館等を中心に協り	E締結 [危機管理室]	危機管理室
<b>≀</b>	<u>必</u>   2.	2次避難を要する	る要配慮者を選定するにあたっての考え方の検討・整	福祉局
年		理 [危機管理室	宮] [福祉局] [健康局] [こども青少年局]	健康局
度	3.	車中泊避難が可能	だな公園等のスペースのリストを作成 [危機管理室]	こども青少年局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
58		/ホールトイレの開設 地域住民ができるスキ ームづくり	・ (対策1部32節5)災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合に備え、広域避難場所、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、備蓄トイレや仮設トイレの設置及び下水道施設の活用により対応する。 ・ (対策2部33節3)災害時の断水等により水洗トイレが使えない場合、災害時避難所等におけるし尿処理に関しては、高齢者、障がい者に配慮しつつ、必要に応じ備蓄トイレや仮設トイレを設置して対応するとともに、広域避難場所においては、速やかにマンホールトイレを設置する。	建設局
			目 標	
令				関係所属
和 7 ~ 8 年 度 ※	必須	住民自らが開設で	限り早期にマンホールトイレを開設できるよう、地域できるスキームを作成 [建設局] し組立マニュアル」を作成し、設置訓練等の実施	建設局

No.	アクション名	アクション内容	主担当
59	防潮堤等の耐震・液状化 対策	・ (対策1部21節) 地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害(津波による浸水等)を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。 ・ (対策1部22節3) 水門等の防ぎょ施設の維持管理の徹底を図り、津波、台風襲来時にその機能を果たすことができるよう努める・ (対策1部27節) 洪水による堤内地への浸水を防止するために、各管理者が河川施設の計画的な整備を図る。	建設局大阪港湾局
令			関係所属
和7~8年度	ZT	津波・高潮に備えた防潮堤等の耐震・液状化対策の実 大阪港湾局]	建設局大阪港湾局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
60	津沙	支避難施設での物資の 配備	・(対策1部9節1)区役所は危機管理室等と連携し、津波避難施設への備蓄物資の配備に努める。	危機管理室
			目標	
				関係所属
令和7~8年 度	必須		、港区、大正区、西淀川区、住之江区、福島区、西区、 において施設を選定した上で備蓄物資を配備 [危機管理室][該当区]	危機管理室 該当区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
61	家庭動物との同行避難	<ul> <li>・(対策1部9節4)家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難が恐い地握に努め、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するともに、獣医師会や動物取扱事業者等の民産が受けられるよう、を締結する等、連携に努める。</li> <li>・(対策2部9節2)家庭動物と同行避難した避難のためのスでもとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む超難が取り、家庭動物と同行避難した避難がある。</li> <li>・(対策2部9節2)家庭動物と同行避難した避難を適切に受け入れられるよう、家庭動物への配慮を徹底するとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</li> </ul>	危機管理室
		目 標	
令			関係所属
和2~8年度	עון אין	ンた飼い主への啓発 [危機管理室][健康局][全区] ペットの一時預かり等の民間企業等との連携推進 [危機管理室] [健康局][全区]	危機管理室 健康局 全区

No.	アクション名	アクション内容	主担当
62	災害廃棄物処理体制の整 備	・(対策1部34節2)環境局は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、平常時から早期の復旧・復興の支障とならないように処理体制の確保を推進する。また、周辺住民は、仮置場の設置について理解し、仮置場の確保に協力するものとする。 ・(対策2部33節2)環境部は、災害時の堆積物等災害廃棄物を適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するために、処理体制を確保する。また、周辺住民は、仮置場の設置について理解し、仮置場の確保に協力するものとする。	環境局
		目 標	
令			関係所属
和 7 ~ 8 年 度	2	こかかる関係団体等との連携強化 [環境局] 置場候補地の検討 [環境局]	環境局

No.		アクション名	アクション内容	主担当
63	公理	貴解体に係るスキーム づくり	<ul> <li>(対策1部34節3)損壊家屋等の解体及び撤去は、原則として所有者の責任により実施することとなるが、公費による解体及び撤去を実施する場合に備え、危機管理室、環境局、都市整備局、経済戦略局などは「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」をあらかじめ作成し、国の関連マニュアル等の作成・修正を踏まえ、適宜修正する。なお、損壊家屋等の解体にひいら、各所属が相互に連携、協力しながら実施する。</li> <li>(対策2部33節2)全半壊家屋等の解体について、市本部が特段の措置(公費解体)を講ずると決定したときは、関係部は「損壊家屋等の解体・処理にかかる事務処理要領」に基づき所掌業務を行う。</li> </ul>	危機管理室
			目 標	
				関係所属
令和				危機管理室
2		1.業務、役割分担の	D整理 [該当所属]	政策企画室
8	必須	2. 事務処理要領の修	多正 [該当所属]	環境局
年		3. 受付マニュアルの	D作成 [環境局]	都市整備局
度				経済戦略局
				財政局

No.		アクション名	アクション内容	主担当
64		受職員の円滑な配分・ 管理方法等の整理	・(対策1部29節1)危機管理室は、災害時に広域応援等の要請に応じ派遣された他の自治体等からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておくため、受援計画を策定する。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和 7 ~ 8 年 度	必須	1.業務継続計画・受	受援計画の見直し [危機管理室]	危機管理室

No.	アクション名	アクション内容	主担当
65	応援職員等の執務スペー ス・宿泊場所の確保	・(対策1部29節1)危機管理室及び応援職員を受け入れる所属は、応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向けた取組を進める。なお、その際、男女及び多様な性等の方ともに活動することに配慮するものとする。	危機管理室
		目 標	
令			関係所属
和 7 ~ 8 年	必 1. 応援職員用宿泊地	易所のリスト化 [全所属]	全所属

No.		アクション名	アクション内容	主担当
66	気値	奏変動の影響をふまえ た水害への備え	・(対策1部27節2)本市は、市街地の9割までが平坦な低地であり、自然排水が困難な地形であるため、大雨による浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。また、近年の地球温暖化による気候変動への適応策として、将来の降雨量の増加に対応するため、概ね10年に一回の大雨である1時間60mmの計画降雨を1時間66mmに見直し、下水道整備を実施する。	建設局
			目 標	
				関係所属
令和7~8年	必須			建設局

No.		アクション名	アクション内容	主担当
67	災害に強く持続可能な上		上下水道システムの急所施設や、重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を進めるため、大規模地震発生時に市内一円の応急活動の拠点となる広域避難場所 34 施設及び救命医療の拠点となる災害医療機関 93 施設の合計 127 施設の重要施設への重要給排水ルート(急所施設、重要施設に接続する上下水道管路等)の耐震化を実施する。	建設局水道局
			目標	
				関係所属
令和7~8年	必須			建設局水道局

# 大阪市地域防災 アクションプラン

[任意アクション]

(所属が個別に取り組む事項)

番号	アクション名	アクション内容	主担当
1	完了 業務継続体制及び 災害復旧体制の整備	・(対策1部3節5)職員参集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理の体に制整で を表しい、適切に運用する。また、必要に制を行う。 なおBCPの策定にあたっては、一定の務 でなおBCPの策定にあたっては、一定の務 でなおBCPの策定にあたった災害、優先度が調り でであるが、早期実施の優先度が高いせた。 を内がいる。まれた災害をあるよう、い復旧業務、早期実施の優先度が高かせた。 を中断が許されない通常業務をあわせた。 を優先業務の継続を各所属でたまれた。 で、定期にたるよう、で、期 を特等のといる。 を持ちるよう、で、の表し、計画の を状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の で、対策1部3節5)災害の規模や被災地の二一援を で、対策1部3節5)災害の規模や被災地の二に援受けることができるように受援体制の構築を計画 で、対策1部3節5)災害の規模や被災地の二に援受けることともに、応援要員の従事を想定する。 ・(対策1部3節5)災害の規模や被災地の二に援受けることともに、応援要員の従事を想定する。 を対ることともに、応援要員の集合いて でが変とをもに、応援要員の集合いて を受けることをもに、応援要員の集合いて で、受援計画を策定する。	危機管理室
		目 標	
			関係所属
令和2~6年度	任 1. 大規模災害に伴う意 にいれた体制整備	5行政機能の大幅低下による災害対応の困難化を視野 情 [住之江区]	住之江区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
3	<b>完 了</b> 災害対策本部要員等 の訓練・スキルアップ	・(対策1部1節1)市職員は災害応急活動の実行上の主体として、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 ・(対策1部2節)本市は、大阪府やその他の関係機関と協力し防災週間、津波防災の日、水防月間、土砂災害防止月間を通じた防災訓練をはじめ、各局、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的に実施する。そのなかでは、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。	危機管理室
		目 標	
			関係所属
令和2~6年度	任	って、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、となることも視野に入れて、必要な体制整備に努める[局]	計画調整局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
23		的確な避難勧告等 の実施・伝達	<ul> <li>・(対策1部8節) 平常時において、避難誘導の基礎となる指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、その他避難に資する情報の提供に努める。</li> <li>・(対策1部8節2)即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の情報の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。</li> </ul>	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和 2 ~ 8 年 度	任意	難計画等の周知を 2. 即時避難後の行動	成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避 を行うこと [大正区] 動には、津波情報などが不可欠であることから、津波 告、指示の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝 ニ [大正区]	大正区

番号		アクション名	アクション内容	主担当
25	帰	宅困難者対策の確立	・(対策1部12節3)一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。	危機管理室
			目 標	
令				関係所属
和2~8年度	任意	1. 市内の事業者に対 かけを行うこと [[	けして施設内待機等に係る計画を策定するための働き 該当区]	該当区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
26	災害時の外国人への 情報提供等	・(対策2部13節1)経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター(注10)(以下「多言語支援センター」という。)を国際交流センターに設置する。国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。・(対策1部13節1)経済戦略局は大阪観光局と連携し、来阪外国人旅行者に対して、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の間知に努めるとともに、災害時においては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供する。また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。	港区
		目 標	
令			関係所属
1.和 7 ~ 8 年 度	市民」を増やす目	が意識の向上や「外国人観光客の避難誘導ができる 目的に向けて、外国人観光客や観光客が利用する飲食 への啓発、多言語啓発ツールの提供を公民連携で実施	港区

番号		アクション名	アクション内容	主担当
27	在任	完了 主外国人への防災意識 啓発活動の推進	・(対策1部13節)居住する外国人に対災害時行動がらの防災知識の普及・啓発をしている。等している。主などの外国のでは、災害時に対している。主などのできるかに移動できるが、災害時である。主などのできるが、災害時である。主などのでは、災害時である。主などのでは、災害時でのできるが、災害時でのできるが、大国という。等によるをでは、大変を対しているが、大国をでは、大変を対しているが、大型のでは、大変を対しているが、大型のでは、大変を対しているが、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型のでは、大型では、大型のでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型	全区
	ı	T	目 標	
		1. 経済戦略局及び国	国際交流センター等と連携し、外国人向けの防災教育	関係所属
		や防災訓練等の乳	『たんと [大正区]	
令和			祭交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの	
和 2	任		Dホームページの多言語化や「やさしい日本語」等に	
ر 6	意	より情報提供に勢	8め、防災意識の高揚を図ること [大正区]	大正区
2~6年度			災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化	\\TE
及		, ,	吾表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一	
			いるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配	
		慮した整備を行う	うこと [大正区]	

番号	アクション名	アクション内容	主担当
29	完 了 各部災害応急対策 マニュアルの改訂と 運用	・(対策1部1節1)平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 ・(対策1部1節1)本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養わなければならない。このため各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。	危機管理室
		目 標	
			関係所属
令和2~6年度	市の各種防災マニ る適切な判断力及 ルを必要に応じ見	災害応急対策活動の実行上の主体として、平素から本ニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時におけなび行動力を養う。このため、各所属は、各種マニュア配直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策な底を図ること [計画調整局]	計画調整局

番号		アクション名	アクション内容	主担当
36		K道の早期復旧及び 用水、生活雑用水等 の確保	・(対策1部33節1)災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定され、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。・(対策2部31節2)災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保は次の考え方に基づき実施する。 【災害直後】・備蓄により飲料水を確保・運搬給水方式による応急給水により医療用水を確保・運搬給水方式による応急給水により医療用水を確保・広域給水拠点での拠点給水方式による応急給水に着手【災害後~復旧完了】・拠点給水方式及び運搬給水方式による応急給水並びに応急復旧により必要水量を確保 【復旧完了後】・通常量の確保(災害後最大3週間を目途)	建設局水道局
			目 標	
令				関係所属
中和2~8年 度	任意	用水に用いる必要か 水を利用ができる付	記経過後に需要増が想定される水洗トイレ等の生活雑があるため、水質の状況により市内の学校のプールのは組みの構築を行うこと [大正区] ・ルの水について、水質の状況により生活雑用水等へにと [西成区]	大正区 西成区

# <令和元年度までの各アクションの取扱一覧>

#### ※網掛は完了又は再編したアクション

テーマ	分野	No	アクション名	主担当	対応
総則	計画の方針	1	地区防災計画の策定支援	危機管理室	完了
活動体制	活動体制	2	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	継続[1]
の整備		3	<del>市町村間等の相互応援体制の確立・強化</del>	H29 AP2 へ統合	_
		4	 	危機管理室	継続[3]
		5	迅速・的確な情報連絡体制確保	危機管理室	再編[2]
	協働・協力体制	6	災害時医療体制の整備	健康局	継続[4]
		7	   医薬品、医療用資器材の確保	健康局	継続[5]
		8	大規模災害時における受援力の向上	H29 AP2 へ統合	_
		9	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	継続[6]
		10	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室	継続[7]
		11	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室	継続[9]
		12	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	継続[10]
		13	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、 建設局、港湾局、 該当区	継続[12]
		14	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室	継続[13]
		15	災害ボランティアの充実と連携強化	危機管理室、 市民局	継続[14]
		4(再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	_
	災害広報	14(再掲)	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室	_
	活動拠点等 の確保	16	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、 都市整備局	継続[15]
		17	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局	継続[16]
		18	水道施設の耐震化等の推進	水道局	継続[17]
		19	迅速な道路啓開の実施	建設局、港湾局	継続[18]
		20	食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化	危機管理室	完了
		21	迅速な航路啓開の実施	建設局、港湾局	完了
		22	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室	継続[20]
		63	市設建築物の応急対策	危機管理室	継続[21]

	避難•安全確保	23	地下空間対策の促進	危機管理室	継続[22]
		24	的確な避難勧告等の判断・伝達	危機管理室	継続[23]
		25	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局	継続[24]
		26	地域における防災対応行動力の向上	危機管理室	再編[9]
		27	社会福祉施設の避難体制の確保	危機管理室	再編[11]
		28	し尿の適正処理	環境局	完了
		<del>29</del>	鉄道施設の耐震化、浸水対策	H30.4.1 交通局 民営化のため終了	_
		30	帰宅困難者対策の確立	危機管理室	継続[25]
		31	外国人に対する情報発信の充実	経済戦略局	再編[13]
		3(再掲)	市町村間等の相互応援体制の確立・強化	_	_
		9(再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	_
		10(再掲)	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室	_
		12(再掲)	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	_
		13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、建設局、港湾局、	_
		10(1716)	<u> </u>	該当区	_
		14(再掲)	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室	_
		23(再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室	_
	学校等	32	保育所·学校園等における防災学習の徹底と避難体制の 確保	こども青少年局、教育委員会事務	完了
		33	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	局 教育委員会事務 局	完了
予防応急 対策	防災教育·訓練	34	ハサ <sup>・</sup> ート・マップ <sup>・</sup> 等の作成・啓発	H29 AP35 へ統 合	_
		35	防災意識の啓発	危機管理室	継続[28]
		36	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネ ジメント(BCM)の取組み支援	経済戦略局	完了
		37	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	危機管理室	継続[29]
		2(再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	_
		4(再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	_
		23(再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室	_
		26(再掲)	地域における防災対応行動力の向上	危機管理室	_

		32(再掲)	保育所・学校園等における防災学習の徹底と避難体制の 確保	こども青少年局、 教育委員会事務 局	-
予防応急	社会基盤施設	38	防潮堤の津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局	継続[30]
対策	の耐震化等	39	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市計画局、 都市交通局、 都市整備局	継続[31]
		40	市街地の浸水対策	建設局	継続[32]
		41	水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	継続[34]
		42	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局	継続[35]
		43	災害時における下水道機能の確保	建設局	継続[36]
		13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、 建設局、港湾局、 該当区	-
		16(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、 都市整備局	_
		17(再掲)	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局	_
		18(再掲)	水道施設の耐震化等の推進	水道局	_
		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局	_
		35(再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	_
	市街地の 防災性向上	44	密集住宅市街地等の防災性向上	都市整備局、 建設局	継続[37]
		13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、 建設局、港湾局、 該当区	_
		39(再掲)	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市計画局、 都市交通局、 都市整備局	_
		40(再掲)	市街地の浸水対策	建設局	_
	津波対策	45	長期湛水の早期解消	建設局、港湾局	継続[39]
		46	船舶の津波対策の推進	港湾局	完了
		47	津波防御施設の閉鎖体制の充実	港湾局	完了
		21(再掲)	迅速な航路啓開の実施	建設局、港湾局	_

		38(再掲)	防潮堤の津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局	_
	危険物対策	48	管理化学物質の災害予防対策	環境局	完了
	消防体制	49	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	消防局	継続[40]
		50	消防活動体制の充実	消防局	継続[41]
		11(再掲)	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室	_
		16(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局	_
		25(再掲)	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局	_
		41(再掲)	水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	_
社会環境	医療•救護	6(再掲)	災害時医療体制の整備	健康局	
の確保		7(再掲)	医薬品、医療用資器材の確保	健康局	_
		9(再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	
	衛生•廃棄物等	51	被災地域の食品衛生監視活動の実施	健康局	継続[42]
		52	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	健康局	継続[43]
		53	愛護動物の救護	健康局	継続[44]
		54	生活ごみの適正処理	環境局	完了
		55	災害廃棄物の適正処理	環境局	完了
		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局	_
	生活物資	20(再掲)	食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化	危機管理室	_
		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局	
		35(再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	
		42(再掲)	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局	_
	行方不明者の 捜索・遺体の 処理・火葬	56	遺体対策の体制整備	危機管理室、 環境局	継続[45]
被災者	広聴	57	被災者の要望対応に向けた体制の整備	危機管理室	継続[46]
支援	住宅	58	住宅関連情報の提供体制の整備	都市整備局	継続[47]
		59	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	都市整備局	継続[48]
		60	建築物の応急危険度判定体制の整備	都市整備局	継続[49]
	義援金品	22(再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室	
	金融支援等	22(再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室	
災害復旧・	災害復旧·復興対策		復興計画策定マニュアルの作成	危機管理室	継続[50]
		62	災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進	都市整備局、建設局、港湾局	継続[51]
		2(再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	_

# <令和2年度までの各アクションの取扱一覧>

テーマ	分野	No	アクション名	主担当	対応
活動体制 の整備	活動体制	1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	継続[1]
		2	災害情報の収集・分析・共有・伝達能力の強化	危機管理室	継続[2]
		3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	継続[3]
	協働・協力体制	4	災害時医療体制の整備	健康局	継続[4]
		5	医薬品、医療用資器材の確保	健康局	継続[5]
		6	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	継続[6]
		7	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室	継続[7]
		8	避難所の空調設備の整備	危機管理室	継続[8]
		9	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室	継続[9]
		10	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	継続[10]
		11	要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援	危機管理室	継続[11]
		12	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	継続[12]
		13	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	政策企画室	継続[13]
		14	災害ボランティアの充実と連携強化	危機管理室、市 民局	継続[14]
		3 (再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	_
	災害広報	13 (再掲)	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	政策企画室	_
		26	災害時の外国人への情報提供等	経済戦略局	継続[26]
	活動拠点等 の確保	15	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市 整備局	継続[15]
		16	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、大阪港 湾局	継続[16]
		17	水道施設の耐震化等の推進	水道局	継続[17]
		18	迅速な道路啓開の実施	建設局	継続[18]
		19	都市施設の防災機能の強化	大阪港湾局	継続[19]
		20	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市 民局	継続[20]

				1	
		21	市設建築物の応急対策	危機管理室	継続[21]
	避難·安全確保	22	地下空間対策の促進	危機管理室	継続[22]
		23	的確な避難勧告等の判断・伝達	危機管理室	継続[23]
		24	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局	継続[24]
		25	帰宅困難者対策の確立	危機管理室、該 当区	継続[25]
		26 (再掲)	災害時の外国人への情報提供等	経済戦略局	
		27	在住外国人への防災意識啓発活動の推進	危機管理室	継続[27]
		6 (再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	
		7 (再掲)	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室	-
		10 (再掲)	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	-
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	
		13 (再掲)	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	政策企画室	_
予防応急 対策	防災教育·訓練	28	防災意識の啓発	危機管理室	継続[28]
		29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	危機管理室	継続[29]
		1 (再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	ı
		3 (再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	l
		22 (再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室	_
予防応急 対策	社会基盤施設 の耐震化等	30	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進	建設局、大阪港 湾局	継続[30]
		31	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局	継続[31]
		32	市街地の浸水対策	建設局	継続[33]
		33	河川・港湾施設等の災害予防・応急対策	大阪港湾局	継続[34]
		34	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	継続[35]
		35	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局	継続[36]
		36	災害時における下水道機能の確保	建設局	継続[37]
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	_

		15	ナミルな物の基準ルの状体	該当所属、都市	
		(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	整備局	_
		16 (再掲)	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、大阪港湾局	_
		17 (再掲)	水道施設の耐震化等の推進	水道局	_
		28 (再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	_
	市街地の 防災性向上	37	密集住宅市街地等の防災性向上	都市整備局、建 設局	継続[38]
		38	防災空間の整備・拡大	経済戦略局	継続[39]
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区	_
		31 (再掲)	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局	_
		32 (再掲)	市街地の浸水対策	建設局	_
	津波対策	39	長期湛水の早期解消	建設局	継続[42]
		30 (再掲)	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進	建設局、大阪港 湾局	_
	消防体制	40	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	消防局	継続[43]
		41	消防活動体制の充実	消防局	継続[44]
		9 (再掲)	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室	_
		15 (再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市 整備局	_
		24 (再掲)	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局	_
		34 (再掲)	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	_
社会環境 の確保	医療・救護	4 (再掲)	災害時医療体制の整備	健康局	_
		5 (再掲)	医薬品、医療用資器材の確保	健康局	_
		6 (再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	_
	衛生·廃棄物等	42	被災地域の食品衛生監視活動の実施	健康局	継続[45]
		43	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	健康局	継続[46]
		44	愛護動物の救護	健康局	継続[47]
		34 (再掲)	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	_
	生活物資	28 (再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	_

		35 (再掲)	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局	_
	行方不明者の 捜索・遺体の 処理・火葬	45	遺体の適切な取扱	危機管理室、環 境局	継続[48]
被災者 支援	広聴	46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	危機管理室	継続[49]
	住宅	47	住宅関連情報の提供体制の整備	都市整備局	継続[50]
		48	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	都市整備局	継続[51]
		49	建築物の応急危険度判定体制の整備	都市整備局	継続[52]
	義援金	20 (再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市 民局	_
	金融支援等	20 (再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市 民局	_
災害復旧・	復興対策	50	復興計画策定マニュアルの作成	危機管理室	継続[53]
		51	災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進	都市整備局、建 設局	継続[54]
		1 (再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	_

#### <用語集>

## 注1. BCP (業務継続計画) <u>: 1</u>業務継続体制及び災害復旧体制の整備

・ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても取り組むべき、最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画。(BCP: Business Continuity Plan の略。)

## 注2. 要配慮者 : 7 福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

#### 注3. 避難行動要支援者 : 10 「避難行動要支援者」支援の充実

・ 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図る ため、特に支援を要する者。

#### 注4. **津波避難施設(津波避難ビル、水害時避難ビル)**

: 12 避難施設の確保及び防災空間の整備

市民等が津波・水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

## 注 5. **国のガイドライン** : 17 水道施設の耐震化等の推進

・ 2017 (平成 29) 年 5 月に、厚生労働省がとりまとめた「重要給水施設管路の耐震化計画策定の 手引き」。

#### 注6. 重要給水施設 : 17 水道施設の耐震化等の推進

・ 災害医療や避難対策及び災害対応における給水の重要性を考慮して選定される施設であり、国のガイドラインによると、選定施設の種別として、医療機関、避難場所・避難地、避難所、福祉施設及び防災拠点等が挙げられる。

#### 注7. 「耐震管」化 : 17 水道施設の耐震化等の推進

・ 鋳鉄管だけでなく、地震の揺れで継手部分が抜け出す恐れのあるダクタイル鋳鉄管についても、 離脱防止継手を有するダクタイル鋳鉄管または溶接鋼管へと更新すること。

#### 注8. | 道路啓開 | : 18 迅速な道路啓開の実施

・ 被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保する こと。

## 注9. 帰宅困難者 : 25 帰宅困難者対策の促進

・ 勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。

#### 注10. | **多言語支援センター** | : 26 災害時の外国人への情報提供等

・ 大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報 を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住 民を支援するために、多言語で災害に係る情報を提供する機関。

#### 注11. 防災骨格形成率 : 38 密集住宅市街地等の防災性向上

- ・ 「骨格路線の整備完了延長/骨格路線全延長」により算出。
  - \* 骨格路線とは、防災骨格を形成する都市計画道路(鉄道・河川等を除く)

#### 注12. 不燃領域率 : 38 密集住宅市街地等の防災性向上

・ 市街地大火の危険性を判定するための市街地の「燃えにくさ」を表す指標で、建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算定される。40%以上になると、市街地の焼失率は急激に低下し、延焼の危険性は低くなる。

## 注13. **地区内閉塞度** <u>: 38</u> 密集住宅市街地等の防災性向上

・ 地震時等に地区内の道路を通じて周縁部まで避難できる「逃げやすさ」を表す指標で、道路状況などから算定される。 5 段階のうち、レベル1またはレベル2であれば、道路閉塞の危険性は低くなる。

#### 注14. 長期湛水 : 42 長期湛水の早期解消

・ 市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

### 注15. 緊急消防援助隊 : 43 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

・ 被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・ 都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた 後、災害活動を行う部隊及び制度。